資料４

令和7年度
新潟市交通安全実施実績

新潟市交通安全対策会議

目　次

Ⅰ　重点施策

第１章　高齢者の交通事故防止

１　教育・啓発の推進 ･･･ １

第２章　歩行者の安全確保及び自転車の安全利用の推進

１　歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整備 ･････････ ４

２　事故防止対策の推進 ･･･ ４

３　教育・啓発の推進 ･･･ ５

第３章　その他の課題

１　シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底 ･･････････････････ ６

２　飲酒運転の根絶 ･･ ６

Ⅱ　分野別の施策

第１章　道路交通環境の整備

１　道路・交通安全施設等の整備による交通安全の推進 ･･････････････ ７

２　総合的な駐車対策の推進 ･･････････････････････････････････････ １０

３　交通需要マネジメント（ＴＤＭ）による交通事故防止対策の推進 ･･ １１

４　その他の道路交通環境の整備 ･･････････････････････････････････ １２

第２章　交通安全思想の普及徹底

１　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ･･････････････････････ １３

２　交通安全に関する普及啓発活動の推進 ･･････････････････････････ １８

３　効果的な交通安全教育・啓発の推進 ･･････････････････････････ １９

４　家庭・学校・地域等における交通安全意識の高揚 ･･････････････ ２０

第３章　救助・救急活動の充実

１　救助・救急環境の整備拡充 ･･････････････････････････････････ ２３

第４章　交通事故被害者等対策の推進

１　交通事故被害者等支援の充実 ･･････････････････････････････････ ２４

２　交通事故相談の充実 ･･ ２５

Ⅰ　重点施策

第１章　高齢者の交通事故防止

１　教育・啓発の推進

（１）高齢者の交通安全教育の充実

実施機関	県県民生活課、区交通安全担当課、市市民生活課

○　参加・体験・実践型交通安全教育の推進

- 各季交通安全運動等を捉えた、参加・体験・実践型交通安全教育の実施
- 街頭活動や民生委員を通じた反射材の配布、反射材の有効性に関する広報
- 県民運動「いきいきクラブチャレンジ 100」の実施、広報、支援
- 高齢者世帯の訪問による、交通事故防止広報

（２）高齢運転者対策の推進

実施機関	市市民生活課

○　高齢者安全運転サポート事業

高齢運転者による事故を防止するため、心身機能低下による危険発生を避ける安全運転（補償運転）や衝突被害軽減ブレーキなどの運転支援機能を備えた安全運転サポート車（通称：サポカー）に関する広報啓発を行うとともに、交通安全プログラム（いきいき運転講座）のほか、自己の身体能力の変化を認識できる俊敏性測定やサポカー試乗などを行う体験会を市内 17 カ所で実施した。

区	実施日	会場
北区	10 月 22 日（水）	内島見公民館
	11 月 19 日（水）	長場公民館
中央区	10 月 23 日（木）	姥ケ山会館
江南区	10 月 19 日（日）	亀田駅前交流センター
	11 月 2 日（日）	亀田体育館
秋葉区	7 月 8 日（火）	新関コミュニティセンター
	10 月 9 日（水）	新津自動車学校
南区	10 月 7 日（火）	南区役所
西区	4 月 6 日（日）	新潟文化自動車学校
	7 月 23 日（水）	自動車事故対策機構主管支所
	9 月 21 日（日）	新潟文化自動車学校
	10 月 8 日（火）	自動車事故対策機構新潟主管支所
	10 月 15 日（水）	黒埼体育館
西蒲区	10 月 28 日（火）	西蒲地区交通安全センター
本庁	9 月 28 日（日）	新潟市役所「新潟県高齢者交通安全講演会」
	11 月 4 日（火）	豊栄自動車学校
	11 月 7 日（金）	巻中央自動車学校

実施機関	県警察本部交通企画課（実施機関は、県警運転免許センター）、市市民生活課

○　高齢者運転免許証返納サポート事業

行政による速やかな生活支援が受けられるように、本人の同意を得た自主返納者の情報を地域包括支援センターに提供した。

北区	１件
東区	３件
中央区	４件
江南区	１件
秋葉区	０件
南区	１件
西区	０件
西蒲区	０件
計	１０件

運転に不安のある高齢者が免許証を返納しやすいよう区バス、タクシー運賃の割引等による支援事業を実施し、高齢者の交通事故防止を図った。

＜対象＞

市内に住所を有し 65 歳以上で運転免許証の自主返納などにより運転経歴証明書の交付を受けた者

＜支援内容＞

・市の支援：区バスの半額乗車

・タクシー事業者の支援：市内ハイヤー・タクシー運賃の１割引乗車

※いずれも運転経歴証明書の提示が必要

（３）地域・家庭ぐるみの交通安全運動の推進

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

○　参加型の交通安全運動の充実

各季交通安全運動等の実施にあたっては、関係機関・団体に対する実施要綱の配布、市報、ホームページへの掲載により、運動の趣旨、実施期間、重点、実施計画について、広く市民に周知を図った。

○　重点としての積極的な取り組み

各季交通安全運動等において、「高齢者の交通事故防止」及び「歩行者の安全確保」を運動の重点として継続的に取り上げ、広く市民に周知を図った。

（４）安全意識・保護意識の啓発強化

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課
日没時間の早まる秋以降、夕暮れ時から夜間にかけて、道路を歩行中の高齢者が交通事故に遭う危険性が高まることから、ホームページ、ラジオといった各種広報媒体を活用し、ドライバーに対する啓発を強化するほか、市役所本庁舎に日没時間を掲示し、来庁者及び職員の交通事故防止意識の高揚を図った。	

第２章　歩行者の安全確保及び自転車の安全利用の推進

１　歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整備

（１）歩行空間の整備・改良

実施機関	市土木総務課

○　通学路等の歩道整備等の推進

・　方針

通学路交通安全プログラムや、通学路合同点検※、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検結果に基づき対策を実施し、関係機関と連携をとりながら、小学校に通う児童や幼児の通行の安全を確保する。

・　内容

路肩や交差点のカラー化等の対策を進め、歩行者通行の安全を確保する。

※通学路合同点検～通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策（令和３年８月４日決定）によるもの。

事　業　種　別	事　業　量
通学路交通安全プログラム （通学路合同点検を含む）	38 箇所

２　事故防止対策の推進

（１）自転車利用環境の総合整備

実施機関	市土木総務課

○　方針

平成２１年度に策定した「新潟市自転車利用環境計画」に基づき、歩行者の安全確保と自転車の交通事故の削減のため、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、安全で快適な自転車利用環境を整備する。

○　内容

主に、原則車道の左側通行を啓発する自転車走行空間等の整備を進めた。

また、令和５年度に「新潟市自転車利用環境計画」の改訂を行った。

事　業　種　別	事　業　量
対策距離	5.2km

（２）安全で快適な自転車利用環境の創出

実施機関	県警察本部交通規制課

道路環境や交通実態の変化等を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、普通自転車歩道通行可等の交通規制の見直しを実施し歩行者及び自転車の安全な通行を確保した。

事業種別	事業量
普通自転車歩道通行可の廃止	２　区間
自転車横断帯の廃止	２　本

３　教育・啓発の推進

（１）効果的な交通安全教育の推進

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

受講者が安全に道路を通行するため必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、各年齢層の特徴をとらえた参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進した。

また、普段、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等については、対象者が集まる場所に出向いて行う、出前・出張型の交通安全教育を積極的に推進した。

- 各年齢層に応じた交通安全教室の開催
- 交通安全教室、交通安全行事における自転車シミュレーター等の積極的な活用
- 街頭における広報啓発活動、直接指導の強化
- 各小・中学校を対象とした、啓発チラシの配布

（２）交通安全運動を通じた意識啓発

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

各季の交通安全運動等の実施にあたり、運動の趣旨、実施期間、重点、実施計画等をまとめた実施要綱を事前に作成し、広く市民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実を図るとともに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図った。

交通安全運動における主な行事は下記の通り。

交通安全運動における主な行事

○　歩行者の安全確保

＜主な行事＞

・小学生及び中学生を対象とした、登校時間帯における通学路の主要交差点での街頭指導

・新１年生対象の交通安全教室

○　自転車利用者の安全確保

＜主な行事＞

・自転車利用者を対象にした街頭指導

・中学生を対象とした自転車安全運転講習会

第３章　その他の課題

１　シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課
交通安全教室、交通安全運動等の月間行事を捉えた啓発活動のほか、ホームページ、子育て応援パンフレット等の各種広報媒体を活用して、シートベルトとチャイルドシートの必要性及び被害軽減効果を周知し、着用の促進を図った。	

２　飲酒運転の根絶

飲酒運転は判断力の低下等により、重大な交通事故を引き起こす要因となることから、関係機関・団体と連携しながら、あらゆる機会を通じて飲酒が運転に及ぼす影響やその危険性などを周知徹底することにより、飲酒運転の根絶を図った。

（１）運転者への働きかけ

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課
「飲酒運転をしない、させない、許さない」を合言葉に、各季交通安全運動で重点として取り上げ、広報啓発を強化した。	

（２）飲食店等酒類提供者への働きかけ

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課
飲酒機会が増える 12 月には、冬の交通事故防止運動を通じて、関係機関・団体と連携しながら、飲食店等に対する個別訪問を行い、酒類を提供する側にも重大な責任があり、処罰の対象になりうることを広報し、飲酒運転の未然防止を図った。	

（３）その他

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課
・　事業所に対し、職場ぐるみの飲酒運転根絶を呼びかけた。 ・　市報、ホームページ等を活用して広く啓発を行った。 ・　チラシ配布、ポスター掲示による広報を実施した。	

Ⅱ　分野別の施策

第１章　道路交通環境の整備

１　道路・交通安全施設等の整備による交通安全の推進

（１）歩道・自転車走行空間・交通安全施設等の整備及び交差点の改良

実施機関	新潟国道事務所

歩行者、自転車及び走行車両の安全で快適な交通環境を確保するため、交差点改良、区画線（新潟維持管内）を計画的に実施した。（直轄国道）

事　業　種　別		事業量
一種	事故対策（交差点改良等）	４箇所
二種	区画線	68ｋｍ

実施機関	市土木総務課、市道路計画課

歩車道分離と通学路の整備を重点に歩道の新設、舗装、防護柵等の施設整備を計画的に実施した。（補助国道・県道）

事　業　種　別		事業量
一種	歩　　道	200m
	自転車歩行者道及び 自転車走行帯	—
	交差点改良	—
	段差切り下げ・点字ブロック	—
二種	道路照明	１基
	防護柵	114m
	道路標識	—
	区画線	25m
	道路反射鏡	—
	視線誘導標	175 本
	自転車駐輪場	—

実施機関	市土木総務課、市道路計画課

歩車道分離と通学路の整備を重点に歩道の新設、舗装、防護柵等の施設整備を計画的に実施した。（市道）

事 業 種 別		事業量
一種	歩　　道	910m
	自転車歩行者道及び 自転車走行帯	850m
	交差点改良	1 箇所
	段差切り下げ・点字ブロック	18 箇所
二種	道路照明	7 基
	防護柵	216m
	道路標識	1 基
	区画線	1,240m
	道路反射鏡	30 基
	視線誘導標	307 本
	自転車駐輪場	―

実施機関	県警察本部交通規制課

バイパス開通や道路改良に伴い、交通事故の防止や交通の円滑化、歩行者の安全な横断確保等を主眼において信号機の設置効果を検討のうえ、計画的な整備を推進した。

実施機関	県県民生活課

交通死亡事故や交通事故多発地点、高齢者及びこどもの関わる交通事故発生箇所の交通事故防止及び防犯対策として、緊急に交通安全施設の整備を行った。

整備実績	事業費
全県 11 箇所	22,321 千円

（２）ゾーン 30 プラスの推進による人優先の安心・安全な歩行空間の創出

実施機関	県警察本部交通規制課、新潟国道事務所、市土木総務課

1　県警察本部交通規制課

警察と道路管理者が緊密な連携を図り、住民の意見を踏まえながらゾーン（区域）設定を行い、区域内において最高速度 30 km/h の区域規制を実施し、更に物理的デバイスの設置によりゾーン 30 プラスを整備したことで、区域内における歩行者・自転車の通行の安全を図った。

ゾーン 30 累計整備箇所数（令和７年度末現在）　41 箇所

ゾーン 30 プラス累計整備箇所数（令和７年度末現在）　１箇所

2　市土木総務課

○　方針

主として、地域住民の日常生活に利用される道路において、歩行者等の通行が最優先され、通過交通が可能な限り抑制されるべき地区をゾーン３０区域として設定し、公安委員会と道路管理者が連携して物理的デバイスを設置するなど、面的な交通安全対策を推進する。

○　内容

公安委員会と道路管理者が緊密な連携を図り、住民の同意を得ながらゾーン３０プラスの設定を行う。

対象地区内は全域で最高速度 30km/h 規制を実施するほか、通過車両の速度を抑制させるために、ポストコーンを設置して幅員を狭くする「狭さく」や路面標示で直線的ではなくクランク状の走行を促す「シケイン」などの物理的デバイスを整備して、歩行者・自転車の通行の安全を図る。

既に整備済みのゾーン３０区域においては、公安委員会と道路管理者が引き続き連携し、視覚効果の高い法定外表示やハンプ・狭さくといった物理的デバイス等の設置を推進するなど、ゾーン 30 プラスの設定に向けた協議に努める。

○　整備計画

秋葉区美幸町３丁目地区において令和７年９月にゾーン３０プラスを導入予定。

本地区では車の走行速度の速い通学路において、地域からハンプの設置要望があがり、それを受け、仮設ハンプ設置による社会実験の実施や地域の合意形成を経て、整備計画を策定した。

事 業 種 別	事　業　量
ゾ ー ン　30 プ ラ ス	ハンプ２台
	ゾーン 30 区域内標識
	ゾーン 30 プラス看板
	ゾーン 30 プラス 路面標示
	グリーンベルト

（３）交通安全緊急施設整備の実施

実施機関	県警察本部交通規制課、市土木総務課
関係道路管理者等との現場点検により道路標示整備など安全対策を実施した。	

２　総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑化を図るため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進した。

（１）自転車駐車対策の推進

実施機関	市土木総務課

○　方針

平成 21 年度に策定した「新潟市自転車利用環境計画」の中の放置自転車対策を基に事業を進める。

○　内容

令和 5 年度に「新潟市自転車利用環境計画」の改訂、各駅前の自転車駐車場及び周辺道路に放置された自転車の整理・撤去を行い、駐車場利用の円滑化を図った。

事 業 種 別	事　業　量
自 転 車 整 理	27 駅　73 駐輪場
自 転 車 撤 去	29 駅　74 駐輪場

（２）違法駐車対策の推進

実施機関	市市民生活課
交通事故や交通渋滞、公共輸送機関等の交通障害の要因のひとつとなる違法駐車を防止するため、ホームページなどを通じて、違法駐車防止の啓発を行った。	

３　交通需要マネジメント（ＴＤＭ）による交通事故防止対策の推進

（１）公共交通の利便性向上と利用促進

実施機関	市都市交通政策課

マイカーから公共交通機関への利用転換を促すモビリティ・マネジメントの推進などにより、交通渋滞の緩和及び交通事故の防止を図った。

・　市民一人ひとりが過度な自動車依存を見直し、公共交通や自転車など環境にも健康にもやさしい交通行動への自発的な変化を促すため、バスの利用機会を創出するなど公共交通利用の「きっかけ」つくりに関する取り組みや、６５歳以上の市民を対象としてバス運賃を半額にする「シニア半わり」事業の実施、出前講座・出張授業などによる学校教育でのモビリティ・マネジメントの推進、ＳＮＳ等での情報提供、意識啓発などに取り組んだ。

バスでおでかけキャンペーン （アプリでバス無料デーの開催）	令和７年８月 24 日（日） 令和７年 10 月 19 日（日）

（２）地域における生活バス路線の確保

実施機関	市都市交通政策課

市民の生活に必要な生活バス路線等の確保に向けて、地域の実情やニーズを踏まえたバスの利用環境の整備を推進し、地域住民にとって安全でやさしい交通環境の整備を行った。

・　生活交通であるバスは、特に高齢者や学生などにとっては、なくてはならない交通手段であることから、区バスの運行、住民バスへの支援に加え、不採算となっているバス路線への補助を行うなど、生活交通の確保、維持に取り組んだ。

４　その他の道路交通環境の整備

（１）道路利用者の視点を生かした道路交通環境整備

実施機関	県警察本部交通規制課

「標識ＢＯＸ」、「信号機ＢＯＸ」への意見を参考として、道路交通環境の整備へ反映させた。

事業種別	事業内容
道路交通環境の整備	要望箇所への道路標識・標示の補修や設置、信号改良等の整備を行った。

（２）住民との協働による交通安全の推進

実施機関	県警察本部交通規制課

交通規制の実施や交通安全施設の整備について、必要に応じて、自治・町内会の各種会合等を活用して住民説明を行い、地域住民の意見・要望を反映させ実施した。

（３）踏切道の交通安全対策の推進

実施機関	市道路計画課

踏切事故は、一度発生すると重大な結果を引き起こすことから、道路管理者や鉄道事業者等の関係機関との連絡を密にし、効果的かつ総合的な対策を講じる。

自動車交通量が多く、歩行者・自転車の安全が十分に確保できていない踏切については、集中する自動車交通の分散策や歩行者・自転車の安全対策を検討した。

（４）子どもの遊び場等の確保

実施機関	市みどりの政策課

路上遊戯等による交通事故を防止するため、以下の事業を推進した。

事業種別			事業量
都市公園等の設置			
	新設及び面積増	街区公園等	11 箇所　9,123 ㎡
		緑地等	1 箇所　2,741 ㎡
		借地公園等	3 箇所　△1,013 ㎡
合計			15 箇所　10,851 ㎡

第２章　交通安全思想の普及徹底

１　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

（１）幼児の交通安全教育

幼児に対して、道路を通行するために必要な基本的な知識を身につけさせるため、幼児の特性に十分配慮した柔軟な交通安全教育を推進するとともに、交通ルールを守ることを通じて、社会規範を守る意識を育むことを目標として、紙芝居や映写等の各種教材を活用し、分かりやすい指導に努めるとともに、教職員の指導力の向上を図った。

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

幼稚園・保育園等について、以下の通り交通安全教室を実施とした。

○　各区で対象としている幼稚園・保育園等の幼児教育施設数と実施数

	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
各区対象の幼児教育施設数	29	54	59	30	29	18	49	21	289
実施施設数	25	43	53	28	29	11	43	9	241

実施機関	県警察本部交通企画課

警察署において、以下の通り幼児に対する交通安全教育を実施した。

○　交通安全教育実施状況

事業名	署別	実施数
幼児交通安全教室	新 潟 北	4 回
	新 潟 東	1 回
	新　　潟	2 回
	新潟中央	1 回
	江　　南	1 回
	秋　　葉	34 回
	新 潟 南	18 回
	新 潟 西	5 回
	西　　蒲	12 回
	合　　計	78 回

（２）児童生徒の交通安全教育

学校においては、教育課程に基づき、効果的な交通安全指導が行われるよう、次の事業を推進した。歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車同乗時における安全の確保、道路標識等の意味や必要性、危険の予測と回避等について指導を行い、交通状況に応じて安全に道路を通行するために必要な知識や意識の育成を図った。

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

小・中学校に対して、年１回以上の交通安全教室を実施することを目標とし、定期的に交通安全資料を配布する等、継続した交通事故防止対策を推進した。

○　各区で対象としている小学校・中学校数と実施数

	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
小　学　校 施設数	11	12	18	10	12	11	19	13	105
実施施設数	10	12	15	9	11	11	18	13	99
中　学　校 施設数	8	8	9	7	6	6	8	6	58
実施施設数	0	0	2	4	3	6	3	6	24

実施機関	市市民生活課、県県民生活課、日本赤十字社県支部

○　交通安全帽の交付

運転者の交通事故防止意識を醸成し、人命の尊さを認識させるとともに、児童を交通事故から守ることを目的に、全小学校の新入学児童に交通安全帽（黄色い帽子）を交付した。

実施機関	市教育委員会学校支援課

○　黄色いワッペン贈呈式の開催

令和８年３月２５日（水）９：３０～１０：００
ふるまちルフル　４階
・金融会社、保険会社４社より教育長に「黄色いワッペン」目録の贈呈。
・市内小学校に入学する新１年生代表児童２名に「黄色いワッペン」を贈呈。

市内全小学校の新入学児童全員に「黄色いワッペン」を配付。

実施機関	県警察本部交通企画課

各警察署において、以下の通り児童生徒に対する交通安全教育を実施した。

○　各種交通安全教育実施状況

事業名	事業内容	署別	実施数
交通安全教室	各種交通安全指導	新潟北	4回
		新潟東	1回
		新潟	18回
		新潟中央	2回
		江南	1回
		秋葉	4回
		新潟南	7回
		新潟西	5回
		西蒲	3回
		合計	45回
自転車教室	自転車の安全利用指導	新潟北	8回
		新潟東	3回
		新潟	12回
		新潟中央	5回
		江南	15回
		秋葉	13回
		新潟南	10回
		新潟西	12回
		西蒲	14回
		合計	92回
二輪車講習会	高校生の二輪車指導	新潟北	0回
		新潟東	0回
		新潟	0回
		新潟中央	0回
		江南	0回
		秋葉	1回
		新潟南	0回
		新潟西	2回
		西蒲	2回
		合計	5回

（３）成人等の交通安全教育

○　自動車運転者の教育の推進

交通安全意識の向上、運転者としての社会的責任の自覚、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解の向上を図るため、街頭における直接指導を継続して実施するとともに、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進した。

○　自転車利用者の教育の推進

「自転車安全利用五則」に沿った指導を基本とし、車道通行の原則、車道の左側通行、歩道通行時におけるルール等、自転車利用者が遵守すべき事項について、広報啓発を推進した。

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

○　市の実施する成人等に対する交通安全教育

自治会・町内会、ＰＴＡ等団体からの要請に応じて交通安全教室を実施したほか、各季交通安全運動等の機会を捉えた街頭指導を実施した。

○　交通安全教室実施状況

	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
実施回数	0	10	42	6	2	0	28	1	89
参加人員	0	204	469	294	61	0	317	20	1,365

実施機関	県警察本部交通企画課

各警察署において、以下の通り成人等に対する交通安全教育を実施した。

○　交通安全教育実施状況

事業名	事業内容	署別	実施数
各種講習会	運転者講習会	新潟北	15 回
		新潟東	11 回
		新　潟	34 回
		新潟中央	14 回
		江　南	11 回
		秋　葉	3 回
		新潟南	10 回
		新潟西	27 回
		西　蒲	12 回
		合　計	137 回

（4）高齢者の交通安全教育

「交通事故に遭わない、起こさない」という意識を高齢者一人ひとりに普及させるため、関係機関・団体と連携して交通安全教室を実施し、座学のほか、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進した。

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

○　市の実施する高齢者に対する交通安全教育

老人クラブをはじめ、高齢者が多く集まる機会を利用して、講話、映写、体操等による交通安全教室を実施した。

また、各季交通安全運動等に連動して、街頭指導や高齢者世帯の訪問指導を通じて、事故防止を広報するとともに、反射材の配布、直接貼付を行った。

○　交通安全教室実施状況

区別	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
実施回数	6	10	13	1	7	3	29	0	69
参加人員	108	147	210	68	165	48	609	0	1,355

実施機関	県警察本部交通企画課

各警察署において、以下の通り高齢者に対する交通安全教育を実施した。

○　交通安全教育実施状況

事業名	事業内容	署別	実施数
高齢者交通安全教室	腹話術、講話等	新潟北	6回
		新潟東	1回
		新　潟	4回
		新潟中央	3回
		江　南	5回
		秋　葉	8回
		新潟南	7回
		新潟西	5回
		西　蒲	12回
		合　計	51回

2　交通安全に関する普及啓発活動の推進

（1）安全意識・保護意識の啓発促進

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

○　「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に関する広報

自転車損害賠償責任保険等の加入義務化及び乗車用ヘルメットの着用推奨、自転車の定期的な点検・整備等の広報を行い、交通安全意識の向上に努めた。

○　危険運転の防止・安全確認の徹底に関する広報

「あおり運転」、「ながら運転」等の危険運転の危険性と厳罰化について、関係機関・団体と連携のうえ、広報啓発に努め、その防止を図った。

○　横断歩行者の保護の徹底、安全な横断方法に関する広報

横断歩道の歩行者優先について、ドライバーに対する重点的かつ継続した啓発を実施し、歩行者の保護意識の向上に努めた。また、歩行者が自らの安全を守るため、歩行者の交通ルール遵守について広報した。

（2）暴走行為等の防止に向けた広報啓発の推進

実施機関	県県民生活課

○　県の実施する施策

県交通安全実施計画等に基づき、関係機関・団体と連携を図りながら、暴走族追放気運の醸成に努めた。

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

○　市の実施する施策

暴走行為をさせないための環境づくりを促進するため、各世代において、段階的、かつ一貫性のある交通安全教育を推進することにより、暴走族追放気運の醸成を図り、暴走行為をさせない土台作りに努めた。

（３） 車両の安全性の確保に向けた取り組みの推進

実施機関	北陸信越運輸局新潟運輸支局

○「不正改造車を排除する運動」を実施
令和７年６月１日～令和７年６月３０日

○「自動車点検整備推進運動の実施」
令和７年９月１日～令和７年１０月３０日

関係各所におけるポスターの貼り付け、リーフレットの配布、ラジオでの広報等

３　効果的な交通安全教育・啓発の推進

（１） 年齢層に応じた参加・体験・実践型交通安全教育の推進

実施機関	市市民生活課、県警交通企画課

○　親子の自転車乗り方教室（令和７年５月３１日開催）

小学校低学年の自転車に乗れない児童を対象に、自転車の乗り方について指導し、併せて保護者に対して交通ルールを再確認させた。

（２）交通安全指導者の養成

実施機関	県県民生活課、県警交通企画課、市市民生活課

幼児から高齢者に至るまでの段階的、かつ一貫性のある交通安全教育を効果的に実施するため、県、警察等と連携を図り、交通安全指導者及び交通安全担当職員を対象とした各種研修を実施、または支援し、指導者の養成を図った。

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

○　街頭指導者実技講習会の実施

日ごろ街頭指導に従事する交通ボランティア等を対象に、横断旗を活用した街頭指導の基本的な心得や誘導要領について、講義、実技形式の講習会を実施した。

実施機関	県県民生活課

○　**幼児交通安全教育指導研修会**
- 実施時期　10 月～11 月
- 実施会場　４会場（うち市内１会場）
- 対 象 者　幼稚園教諭・保育士・市町村職員・市町村交通安全指導員
  ・こどもの見守り活動等を行う地域団体等
- 教育内容　講義、グループ協議・発表、実技指導を取り入れた交通安全教育

○　**自転車安全教育指導員認定講習会、研修会**
- 実施時期　５月～６月
- 実施会場　２会場（うち市内１会場）
- 対 象 者　自転車安全教育指導員及び新たに指導員になろうとする者
- 教育内容　自転車の正しい乗り方の実技、法規及び検定

○　**交通指導員研修会**
- 実施時期　８月
- 実施会場　２会場（うち市内１会場）
- 対 象 者　市町村交通指導員及び市町村担当者
- 教育内容　講演、講義、グループワーク等

４　家庭・学校・地域等における交通安全意識の高揚

（１）交通安全運動等の推進

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

市民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、次の市民運動により展開し、地域住民の参加のもと、地域の実情に応じた交通事故防止に効果のある運動を推進した。

○　**春の全国交通安全運動　　実施期間：　４月６日（日）～　４月 15 日（火）**
　＜主な行事＞　・街頭指導所の開設
　　・新１年生への横断指導　など

○　**夏の交通事故防止運動　　実施期間：　7 月 22 日（火）～ 7 月 31 日（木）**
　＜主な行事＞　・街頭指導所の開設
　　・特産品の配布を通じた広報啓発活動　など

○　**秋の全国交通安全運動　　実施期間：　9 月 21 日（日）～ 9 月 30 日（火）**
　＜主な行事＞　・交通安全運動出発式
　　・高齢運転者実技講習会　など

○　**冬の交通事故防止運動　　実施期間：　12 月 11 日（木）～ 12 月 20 日（土）**
　＜主な行事＞　・クリスマス交通安全教室
　　・飲食店訪問指導　など

（２）家庭、学校、地域等と一体となった交通安全教育の推進

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

交通安全指導員、関係機関・団体と連携し、地域ぐるみの交通安全教育活動の推進を図った。

交通安全を目的とする民間団体については、効果的な交通安全活動が推進されるよう支援するとともに、交通関係資料を提供するなど、主体的な活動を促進した。

○　各季交通安全運動等の要綱、交通事故概況等の交通安全資料を関係機関・団体へ定期的に提供した。

○　活動支援の一環として、補助金を次の団体へ交付した。

団　体　名	団　体　数	補助金交付額
新潟市交通対策協議会	1 団体	2,100 千円
校区交通安全推進協議会	100 団体	8,964 千円
交通安全協会	8 団体	675 千円

（３）効果的な広報啓発の推進

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

交通安全に果たす家庭の役割が極めて大きいことから、市民一人ひとりに情報が行き届くよう、各種広報媒体を積極的に活用し、きめ細かな広報の充実に努めた。

また、地域ぐるみの広範なキャンペーンや、交通事故発生状況に応じた集中的なキャンペーン等に配意した。

- 市報にいがた、区だより及びホームページ、公式 LINE による広報
- 報道機関（テレビ、ラジオ、新聞）の取材、協力による広報
- ポスター、チラシ、懸垂幕、市政情報モニター、防災行政無線による広報
- 交通安全指導車による巡回広報
- 地域住民や生徒、学生等と一体となった広報
- 交通死亡事故多発警報発令時、死亡事故発生時における緊急的な広報

（４）交通安全功労者の表彰

実施機関	市市民生活課

市民の交通安全意識の向上と、さらなる交通安全活動の促進を図るために、積極的に交通安全活動を行っている団体及び個人を対象に感謝状を贈呈した。

期　日	会　場	功労者
10 月 30 日（木）	新潟市役所	1 団体、14 名

第３章　救助・救急活動の充実

１　救助・救急環境の整備拡充

（１）応急手当の知識普及・啓発活動

実施機関	市消防局

多くの救急・救助活動を円滑に実施するとともに、市民の安全確保を図るため、市民及び事業所等の関係機関の協力を得ながら、応急手当講習会を各消防署において随時開催し、応急手当の普及啓発に努めた。

実　施　内　容	令和７年度	令和６年度
交通事故による救急出動件数	1,822 件	1,852 件
交通事故による救急搬送人員	1,732 人	1,806 人
交通事故による救助出動件数	68 件	47 件
交通事故による救助人員	36 人	31 人
救急自動車保有台数	33 台	33 台
救助工作車等保有台数	9 台	9 台
一般救命講習開催	5 回 117 名	14 回 912 名
救命入門コース（45 分）	264 回 9,648 名	336 回 10,230 名
救命入門コース（90 分）	248 回 5,094 名	179 回 3,656 名
普通救命講習開催（3 時間講習）	228 回 3,064 名	232 回 3,137 名
上級救命講習開催（8 時間講習）	7 回 212 名	3 回 73 名

第４章　交通事故被害者等対策の推進

１　交通事故被害者等支援の充実

（１）交通遺児等の支援

実施機関	県県民生活課

○　公益財団法人新潟県交通遺児基金の交通遺児等支援事業等

・　事業の目的

父母等が交通事故により死亡し、又は重度の後遺障害を受けた未就学児、児童及び生徒に対する激励事業等を行い、もって交通遺児等の健やかな成長に寄与するとともに、交通安全の推進に取り組み、交通安全意識を高めることにより悲惨な交通事故の防止に寄与する。

・　事業内容

(1)　交通遺児等に対する奨学手当等の給付

(2)　交通遺児等の激励及び交流事業

(3)　広報・感謝状贈呈事業

(4)　交通安全推進事業

・　対象遺児等

43 世帯 69 人（県全体　R8. 3. 31 現在）

実施機関	市市民生活課

○　交通遺児等激励事業の継続的な実施及び事業の周知

新潟市交通対策協議会による交通遺児等激励事業を広く周知を図った。

また、自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付、重度後遺障害者に対する介護料の支給、新潟県交通遺児基金が行う支援事業などについて、その利用促進を図った。

※　新潟市認定交通遺児等数　　6 世帯 12 人（R8. 3. 31 現在）

事　業　名	内　容
激励金	毎年 12 月に、１名につき 30、000 円を贈呈。　対象者：14 名
入学・卒業祝い金	年度末の３月に、小・中学校に入学、または中学校を卒業予定の児童・生徒１名につき 30、000 円を贈呈。　対象者：２名
ふれ愛のつどい	家族同士の親睦を深めることを目的とした旅行を実施した。 参加者：５世帯 18 名
交通災害共済加入助成	被害者相互救済制度である新潟県交通災害共済の年会費 500 円を助成。　対象者：20 名

（２） 自助グループ活動の支援

実施機関	市市民生活課
交通事故遺族が、定期的に集まり、話し合うことにより、問題の解決や克服を図ることを目的とする自助グループ活動の開催を支援した。 活動実績　6 回開催	

（３）新潟県交通災害共済の加入促進

実施機関	市市民生活課
県内の市町村で構成する市町村総合事務組合が運営する被害者相互救済制度である、新潟県交通災害共済の周知に努め、市民の加入促進を図った。	

２　交通事故相談の充実

実施機関	県県民生活課
交通事故相談所を開設し、専門の指導員が無料で交通事故被害者等からの相談（電話・面接）に対応した。 **○　新潟県交通事故相談所** ・場　　所　県庁１階（新潟市中央区新光町 4-1） ・相談日時　月～金曜の毎日　9 時～12 時／13 時～16 時 ※土曜・日曜・祝日・年末年始は休み ・相 談 員　1 名 ・相談件数　200 件（うち新潟市分　電話 90 件、面接 32 件）	

実施機関	市市民生活課、市広聴相談課

・　市役所、区役所等の関係庁舎において、ポスターや案内カードを活用し、新潟県交通事故相談所等の専門窓口を周知した。

・　交通事故相談及び弁護士による法律相談を実施した。

内　容		件　数
交通事故相談		18 件
	民事相談（民事相談員）	1 件
	弁護士相談	17 件
	公証人相談	0 件
	司法書士相談	0 件
	人権相談	0 件
	行政書士相談	0 件